

# 島根県地域福祉支援計画

～ともに生き、ともに支え合い～  
自分らしく安心して暮らせる島根を目指して

平成17年3月  
島根県



## 島根県地域福祉支援計画目次

第1章	はじめに	1
1	地域福祉の推進	1
(1)	地域福祉とは	1
(2)	地域福祉推進の必要性	1
2	計画の性格と役割	2
(1)	計画の位置づけと役割	2
(2)	他の県計画との関係	2
3	計画の期間	3
4	計画の推進と進行管理	3
第2章	計画の基本的な考え方	4
1	計画策定の背景	4
(1)	地域福祉を取り巻く環境の変化	4
(2)	本県の福祉を取り巻く状況の変化	5
2	計画策定に当たっての視点	10
(1)	個人の尊厳と人権の尊重	10
(2)	住民参加と協働	10
(3)	「地域らしさ」を踏まえた地域福祉の推進	10
(4)	「行政の視点」から「地域住民の視点」へ	10
3	計画の基本目標	11
第3章	地域福祉推進のための施策	13
基本施策1	安心して各種サービスを受けることができる環境づくり	13
1-1	自ら主体的にサービスを選択できる条件の整備	13
	身近な相談窓口の充実	13
	専門相談機関の充実及び連携促進	14
	様々な媒体を活用した情報提供の推進	14
	事業者による情報提供	14
1-2	サービス総合化の推進	15
	福祉・保健・医療の連携及び地域ケア体制の整備	15
	多様なサービスの担い手の参入と協働の促進	16
1-3	サービス利用者の権利・利益の保護	16
	地域福祉権利擁護事業の推進	17
	成年後見制度の活用	17

苦情解決体制の整備	18
1 - 4 サービスの質の向上への取組	18
サービス自己評価の実施	18
福祉サービス第三者評価の導入	19
経営指導・指導監査の充実	19
基本施策2 福祉を担う人づくり	20
2 - 1 福祉の心の醸成	20
児童・生徒に対する福祉教育の推進	20
地域における福祉教育・啓発の推進	21
2 - 2 福祉を担う専門的人材の育成・確保	22
福祉人材の養成と就業促進	22
研修機会の提供による資質向上	23
2 - 3 ボランティア、NPOの育成と活動支援	23
ボランティア活動の促進	24
..NPOに対する活動支援	25
基本施策3 福祉のまちづくり～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり	26
.....	26
3 - 1 地域住民の参加による地域福祉の推進	26
地域住民主体の福祉活動の推進	26
ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進	28
3 - 2 関連分野との連携	29
3 - 3 地域福祉を推進する体制の充実	30
民生委員・児童委員活動の充実強化	30
県社会福祉協議会への支援	31
市町村社会福祉協議会への支援	31
第4章 おわりに	33
《参考》	
用語の解説	34
島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	37

## 第1章 はじめに

### 1 地域福祉の推進

#### (1) 地域福祉とは

住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らしていけることが県民共通の願いです。

地域福祉とは、誰もが、住み慣れた地域の中で、社会との関わりをもちながら、自ら持てる能力を最大限発揮し、自分らしく幸せに暮らしていけるよう、行政、地域住民、福祉サービス事業者やボランティア・NPO等様々な主体が、地域に存在する「公」「私」の福祉に関するあらゆる社会資源を活用し、地域ごとに特色ある活動を行い、住民にとってより良い福祉の実現に向けて協働していく取組です。

従って、行政としては、公的なサービスの質及び量の充足や、安心してサービスが受けられる環境づくりとともに、これまでの高齢者、障害者など対象者別の施策展開から、地域住民を起点とした総合的なサービス展開が一層必要となってきます。一方、地域住民も単にサービスの提供を受けるだけでなく、自らも福祉活動の主体として、ともに生きるまちづくりの精神を発揮して、互いに助け合いながら、より良い福祉の実現、ひいては福祉を通じたまちづくりに参画していくことが期待されています。

#### (2) 地域福祉推進の必要性

後述するように、少子高齢化・核家族化の進展、社会の相互扶助機能の弱体化が進むなか、何らかの支援を要する人を地域全体で支えていく必要性が高まっています。また、児童虐待や配偶者等暴力などが新たな社会問題となっています。一方、地域住民の社会参加意識は高まりをみせ、ボランティアやNPO法人の活動など地域で住民の主体的な活動が活発化しています。

このような状況のなか、社会福祉の理念も、従来の「限られた者に対する保護救済」から「全ての地域住民が住み慣れた地域のなかで安心して自立した生活を送られるよう総合的に支援していくこと」に大きく転換しており、この実現のためには地域福祉の推進を図ることが重要となっています。

## 2 計画の性格と役割

### (1) 計画の位置づけと役割

新たな社会福祉の理念を具体化していくうえで、地域福祉の推進が重要な課題となってきたことから、平成12年の社会福祉法の改正で、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、その推進方策として、市町村は「地域福祉計画」を、県は「地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉を推進することが求められています。本計画も、社会福祉法第108条に基づき、市町村の地域福祉計画の推進を支援する目的で策定するものです。

地域福祉の推進は、行政としては主として市町村が担っていく事項であり、県は、各市町村では対応が困難あるいは非効率な事項について、広域的な自治体としての立場からその役割を果たしていきます。

また、市町村主体という基本理念を前提としつつ、県域全体での地域福祉の考え方の定着やその推進を図るために、県としての基本的な考え方を示し、各地域の地域福祉の推進を支援するという視点も必要と考えています。

具体的には、社会福祉法において県計画に盛り込むべきこととされている事項を勘案し、以下の3つの内容を盛り込むこととしています。

- ・市町村の地域福祉の推進を支援するための「基本的な方策」
- ・社会福祉を担う人材の確保・資質の向上など、「人」の基盤整備
- ・福祉サービスを安心して利用できるための「サービスの質」や「利用者の権利保護」などの「サービス提供」に関する基盤整備

### (2) 他の県計画との関係

本計画は、島根県総合計画中「政策の柱 それぞれの地域で安全安心な生活ができる島根の国造り」を受け、この実現を地域福祉の視点から推進するものです。

本計画は、「島根はつらつプラン」「島根県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「次世代育成支援行動計画」等の個別の福祉計画と連携し、地域福祉の観点から、各計画をつなぎ止め、各計画の達成を支援するとともに、各個別計画の隙間を埋め、地域福祉の総合的推進を図るものです。

《参考～県地域福祉支援計画の位置づけ》

【これからの福祉の基本理念】

個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援すること



【地域福祉の推進】

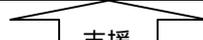
行政によるサービスの充実を前提とし、これと連携して、地域住民等が手を携え、共に支え合い、助け合う活動を地域の特性を活かしながら展開し、地域ごとに最適の福祉を実現しようとする公私が協働して行う取組

基盤整備

【市町村地域福祉計画】

計画事項～社会福祉法第107条

地域における福祉サービスの適切な利用の促進  
地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展  
地域福祉に関する活動への住民の参加の促進



【県地域福祉支援計画】

支援

計画事項～社会福祉法第108条

市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針  
社会福祉事業従事者の確保又は資質の向上  
福祉サービスの利用促進及び社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

〔他の計画との関係〕

既存計画を地域福祉活動と連結させることにより生活課題が初めて解決  
(各分野の計画をつなぎとめ、個別計画の隙間を埋め、その達成を支援)

老人保健福祉計画  
介護保険事業支援計画

障害者計画

次世代育成支援対策行動計画

地域福祉の視点から推進



島根県総合計画 それぞれの地域で安全安心な生活ができる島根の国造り

### 3 計画の期間

本計画は平成17年度から平成21年度までの5カ年計画とし、各市町村地域福祉計画の策定・推進の動向を見据え、概ね平成19年度を目途に見直しを行うこととします。

### 4 計画の推進と進行管理

各市町村の地域福祉計画の進行状況を十分に把握しつつ、関係部局及び県社会福祉協議会などと密接に連携を図り、着実な推進に努めていきます。また、計画の進行状況の管理は、島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会の意見を聴きながら行っていきます。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景

#### (1) 地域福祉を取り巻く環境の変化

##### ア 少子高齢化・核家族化の進行、地域社会の変容

急激な少子高齢化の進行や成長型社会の終焉により、人々の価値観やライフスタイルも変化しつつあるなかで、新しい時代にふさわしい新たな社会システムを構築していくことが求められています。また、核家族世帯の増加により家庭内の介護や子育てに関する不安や負担が増大し、社会全体で支援する必要性が一層大きくなっています。一方では、都市化の進展や過疎化の進行により地域の相互扶助機能が弱体化しつつあり、早急に地域社会の維持、再生に対する取組が求められています。

##### イ 利用者主体の福祉制度への移行

社会福祉基礎構造改革を通じて、福祉制度は、従来の「限られた者に対する保護救済」から、「誰にでも起こりうる課題に対して日常生活上の自立と安定を支えるための制度」として利用者を主体とする制度に移行し、既に介護保険制度や支援費制度においては措置から契約に基づく利用制度へ転換しています。また、平成12年の社会福祉法改正も、この考え方を福祉全般に取り入れるものとなっています。

社会環境の変化に加え、利用者主体の福祉制度への移行は、福祉需要の多様化と増加をもたらしており、この状況に対応していくためには、「公による一律の福祉」から、「多様な主体の参入によるよりきめ細やかな福祉」の推進が必要となってきています。

##### ウ 地方分権の進展と住民の社会参加意識の高まり

地方分権の進展に伴い、社会福祉の分野においても、その主体が市町村に移行しています。現在進行している平成の大合併もこの流れを加速しています。今後、自己決定、自己責任の原則のもと、地域の実情に応じた行政を行うことが一層期待されますが、特に住民生活に密着した福祉の分野においては、地域住民の主体的な参加のもと、行政と地域住民の協働の視点が益々重要となっています。

また、地域住民の福祉に寄せる期待は高まっており、そのニーズもますます複雑・多様化しています。県内では、地域を自らの力でより良くしていこうとする県民意識が高まっており、ボランティア活動やNPO活動への参加が広がりをみせています。

今後は、このような動きを結集し、ボランティアやNPOをはじめ、地域住民が活動しやすい環境づくりを行うとともに、行政と地域住民がパートナーシップを組み合わせながら地域福祉を推進し、さらには福祉を通じて、活力と個性あるまちづくりを進めていくことが期待されています。

(2) 本県の福祉を取り巻く状況の変化

ア 県人口の状況～少子高齢化の進行

続く人口の減少

昭和25年には912千人あった本県の人口は、高度経済成長期における人口の県外流出により急激に減少しました。その後昭和50年から若干の増加傾向を示したものの、昭和60年から再び減少に転じ、平成15年には753千人となっています。この間、人口構造も大きく変貌をとげ、年少人口、年少人口割合とも大幅に減少する一方で、老年人口、老年人口割合とも著しく増加しています。

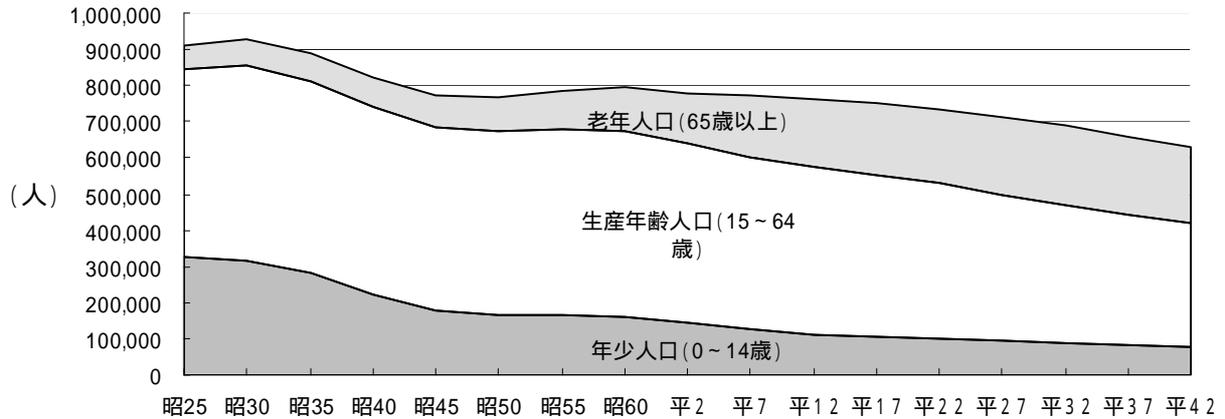
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、将来的には、本県の人口は、今後さらに減少を続け、平成42年には630千人にまで減少し、年少人口及び生産年齢人口の比率が減少し、老年人口の比率が一層増大すると予測されています。

本県の人口構成の推移と今後の推計(表)

	昭和25年		平成15年		平成42年(推計)	
総人口	912,608	構成比	753,135	構成比	630,000	構成比
年少人口 (～14歳)	323,885	35.5%	105,090	14.0%	76,000	12.1%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	523,720	57.4%	448,782	59.6%	346,000	54.9%
老年人口 (65歳～)	64,984	7.1%	198,897	26.4%	208,000	33.0%

)昭和25年は国勢調査結果、平成15は県統計調査課推計人口、平成42年は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」による

## 本県の人口構造の推移と今後の推計(グラフ)



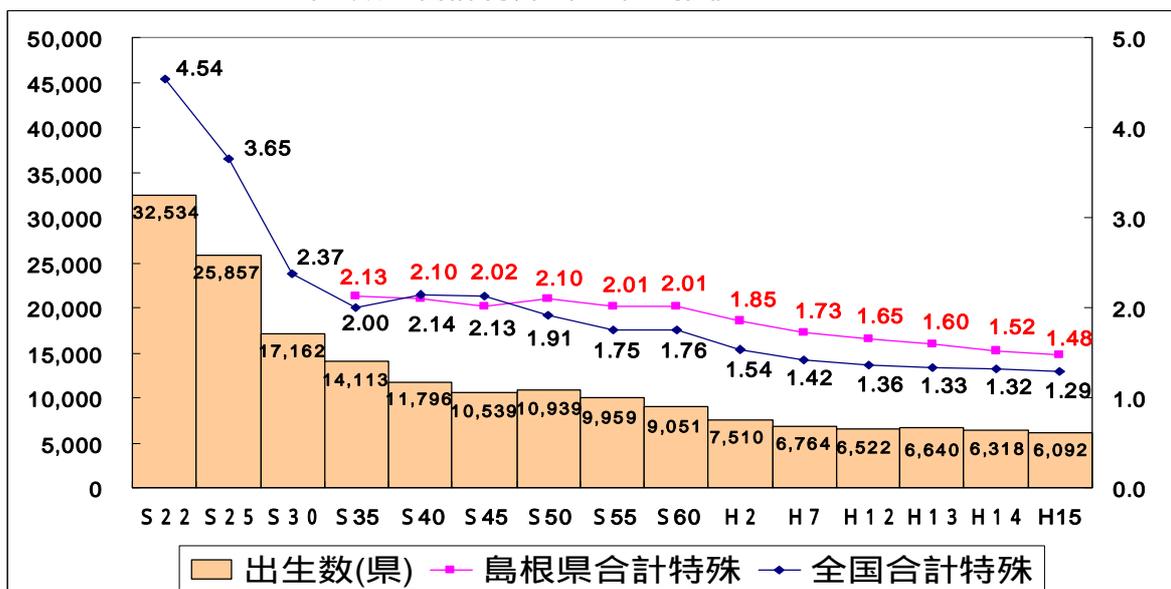
資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」

### 減少する出生数

一人の女性が一生に生む子どもの数である合計特殊出生率をみると、昭和50年以降全国平均を上回っているものの、一貫して低下を続けています。これは、女性の未婚化・晩婚化の進行、子育てに対する負担感の増加や仕事と子育ての両立の困難さなどが主な要因と考えられます。

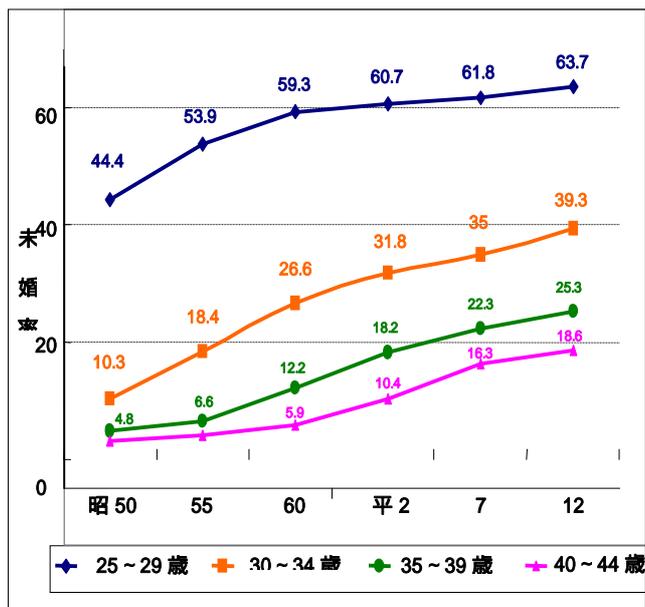
また、出生数でみると、昭和25年に25,857人であった出生数は、平成15年には6,092人と激減しています。

### 出生数と合計特殊出生率の推移

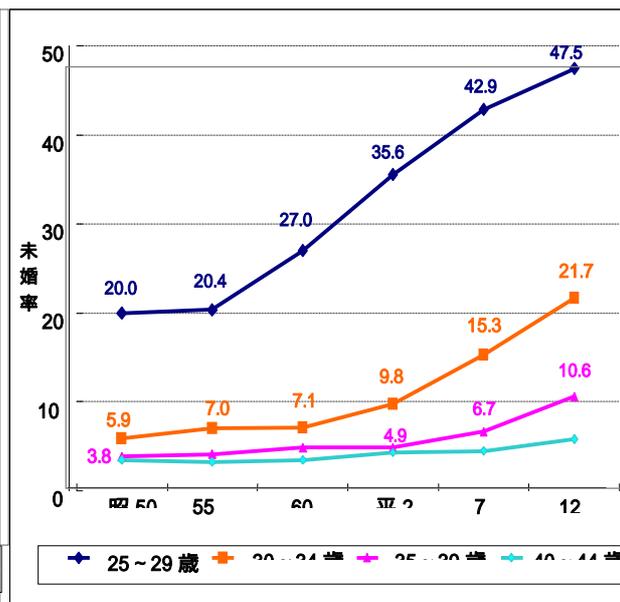


資料：厚生労働省「人口動態統計」

未婚率の推移（男性）



未婚率の推移（女性）



資料：総務省「国勢調査」

### 急速な高齢化の進行

人口の県外流出と少子化に伴い、高齢化は急速に進行しており、平成15年には高齢化率が26.4%に達し、4人に1人が高齢者となっています。さらに、平成42年の推計では33%と、3人に1人が高齢者になることが予測されています。（P.5の表参照）

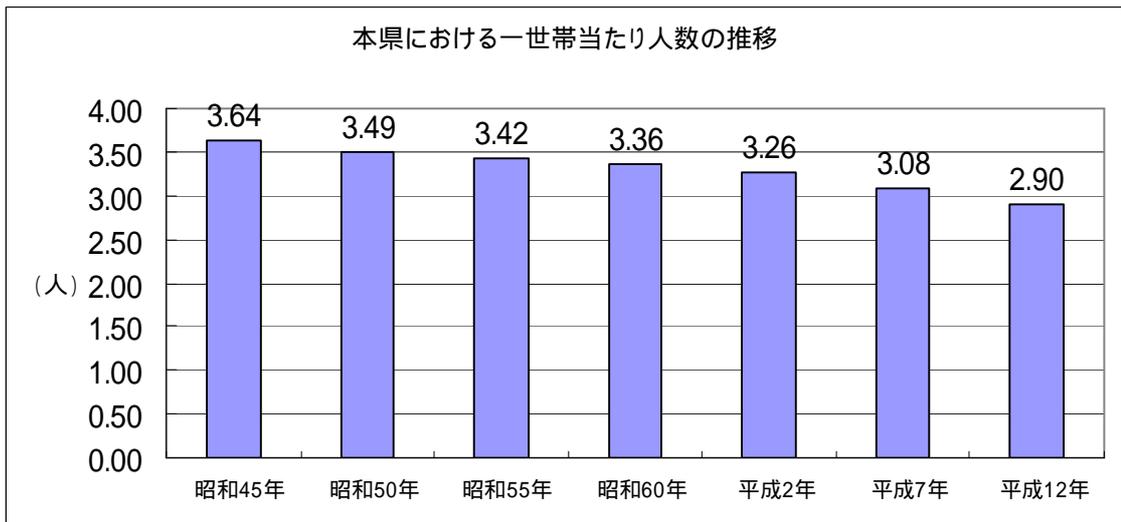
### イ 世帯の状況

#### 核家族化と単身世帯の増加

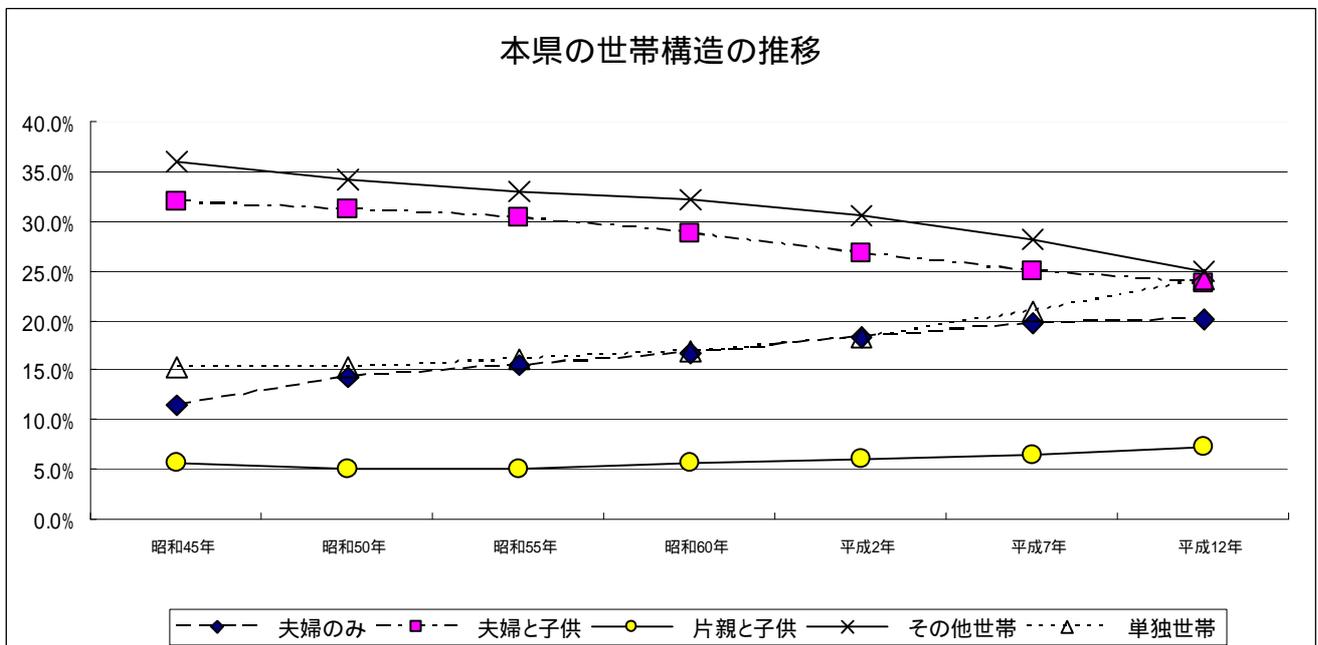
昭和45年には202,842世帯であった本県の世帯数は、人口減少にもかかわらず年々増加し、平成12年には257,530世帯となっています。一方、一世帯当たりの世帯規模は、昭和45年の3.64から、平成12年には2.90にまで減少しています。

これは、夫婦のみの世帯や単身世帯が増加し、多世代同居世帯や子どものいる世帯が減少していることにも現れています。

しかしながら、三世帯同居率は、今なお、全国平均をかなり上回っており、本県における特徴的な点となっています。



資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

### 世帯の状況の全国との比較

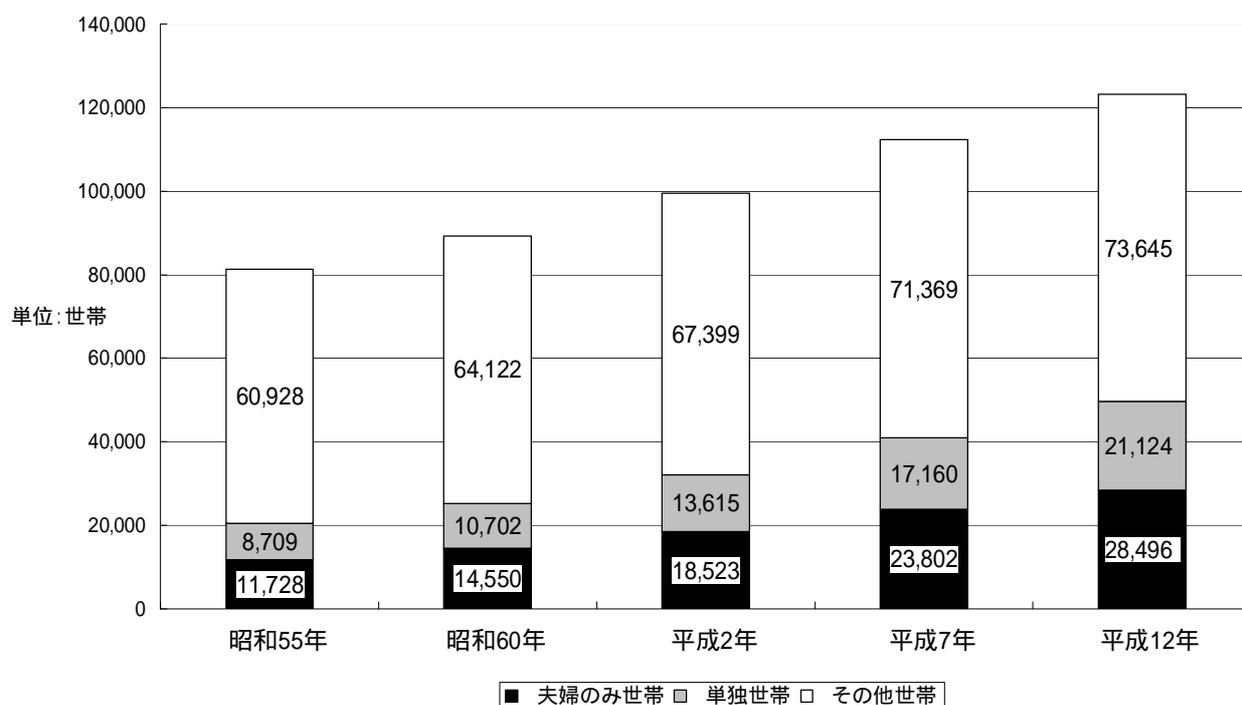
(平成12年国勢調査)		島根	全国
一般世帯数		256,508	46,782,383
子どものいる世帯		75,041	13,051,056
	一般世帯数に占める割合	29.3%	27.9%
65歳以上の高齢者のいる世帯		123,265	15,044,608
	一般世帯数に占める割合	48.1%	32.2%
高齢夫婦世帯(夫以上・妻60歳以上)		26,826	3,661,271
	一般世帯数に占める割合	10.5%	7.8%
65歳以上の単独世帯		21,124	3,032,140
	一般世帯数に占める割合	8.2%	6.5%
三世帯同居の世帯		48,139	4,715,940
	一般世帯数に占める割合	18.8%	10.1%

## 高齢世帯の増加

高齢化率や三世帯同居率が高いことから、県内世帯のほぼ半数は高齢者がいる世帯となっています。

さらに、高齢者単独世帯や高齢夫婦のみの世帯も増え続け、平成12年では高齢者のいる世帯の約4割を占めています。

本県における高齢世帯数とその構成の推移



	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	全国(H12)
一般世帯のうち高齢者のいる世帯の割合	36.0%	38.6%	42.4%	45.9%	48.1%	32.2%
高齢者のいる世帯のうち単独世帯の割合	10.7%	12.0%	13.7%	15.3%	17.1%	20.2%
高齢者のいる世帯のうち夫婦のみの世帯の割合	14.4%	16.3%	18.6%	21.2%	23.1%	26.4%

資料：総務省統計局「国勢調査」

## 2 計画策定に当たっての視点

### (1) 個人の尊厳と人権の尊重

地域福祉の推進に際しては、全ての県民が等しく個人として尊重され、人間としての尊厳をもって自立した生活を送ることができるようにするという考え方が最も基本となります。性別、障害の有無や年齢等に関わりなく、全ての地域住民が、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、互いの差異と多様性を認め合いながら、相互に連帯し、共に生きる社会をつくっていくという視点に立った地域社会づくりを進めていく必要があります。

### (2) 住民参加と協働

地域福祉の推進に当たっては、そこに住む住民が主役となって「お互い様」の気持ちで取り組んでいくことが重要であり、住民の主体的な参加が不可欠となります。

また、このような住民の取組と、市町村等の実施する公共サービスや民間団体によるサービスとが連携し、「住民主体の発想」が活かされたものとなるようそれぞれの主体が協働して取り組んでいく必要があります。

### (3) 「地域らしさ」を踏まえた地域福祉の推進

本県には、昔ながらの地域の絆を残した地域が多く存在します。また、都市部においても総じてその規模が小さく、互いに顔の見える関係が良好に維持されているという利点もあります。さらに、互いを思いやる優しさにあふれた県民性など、先人が培ってきた豊かな精神風土も無形の資源として存在しています。

地域福祉を推進するうえでは、このような「島根」ならでの、さらには「各地域」ならでの基盤のうえに立ってまちづくりを考えていくという視点が大切です。

### (4) 「行政の視点」から「地域住民の視点」へ

地域住民の生活課題は多様であり、専門分化したサービスの断片的な提供では満たされないことが多くなってきています。生活課題の解決のためには、新たなサービスの開発も含め、多様な主体による多様なサービスが各人のニーズに応じて適切に提供される必要があります。このため、これまで以上に行政の分野や垣根を超え、住民一人ひとりにとって必要なサービスが総合的に提供されるよう、利用者の立場に立ったサービス提供体制を整備する必要があります。こうしたことから、本計画においても、各個別計画

相互の連携を図り、さらにサービス提供の在り方についても「個人」「地域住民」「県民」の視点から再検討していく必要があります。

### 3 計画の基本目標

これからの社会福祉の理念は「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送られるよう自立支援すること」にあり、この基本理念は、質の高い行政サービスを前提としつつ、地域住民をはじめ様々な福祉の担い手が「公」と協働しながら、ともに手を携え、地域福祉を推進していくことによってはじめて実現するものと考えます。

このことから、本計画の基本目標を次のとおりとします。

誰もが住み慣れた地域で、互いに支え合いながら、安心して、生きがいを持ち自分らしく暮らしていける地域社会の実現

この基本目標を達成するための基本施策を以下の3項目とし、次章において、詳しく述べていくこととします。

#### 《基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり》

何らかの支援を要するときに、どこに相談しても、最終的に適切な解決やサービスにつながっていくよう、相談機関の充実や相互の連携を図ります。

サービス提供に当たっては、福祉、保健、医療の各行政サービスの連携はもとより、ボランティアや地域住民による援助も効果的に活用し、総合的な支援が行われるよう「サービスの総合化」を推進します。

サービス利用に当たって何らかの援助を要する人を支援したり、苦情解決の取組を進め、誰もが安心してサービスを受けられるよう利用者の権利・利益の保護を進めます。

第三者によるサービスの評価の推進や、経営指導及び指導監査等を通じて質の高いサービス提供を促進します。

## 《基本施策2 福祉を担う人づくり》

生涯を通じた福祉教育・学習や広報啓発を通じて、地域住民の福祉活動に対する理解の促進を図り、地域福祉への主体的な参加を促します。

福祉を担う専門的人材の養成、確保及び質の向上に努めます。

ボランティア・NPOの育成を図り、新たな担い手を養成します。

## 《基本施策3 福祉のまちづくり～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり》

地域住民主体の地域福祉を推進することにより、ともに支え合い、互いを認め合い、誰もが社会に参加し、自分らしく幸せに暮らせる地域づくり(=福祉のまちづくり)を支援します。

バリアフリーへの取組、健康長寿しまねの推進、地域での子育て支援など関連分野との連携を図り、誰にとっても住みよいまちづくりを進めます。

地域福祉の推進力である民生委員・児童委員、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会の充実強化を支援します。

### 第3章 地域福祉推進のための施策

#### 基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり

##### 1-1 自ら主体的にサービスを選択できる条件の整備

###### (視点)

地域住民が自らの生活上の課題を解決するに当たっては、どのような場合に、どのようなサービスを、どこで受けることができるのか、といった情報を入手したうえで、サービスを的確に取捨選択することが重要です。また、情報提供に当たっては、課題の整理についての支援やサービス選択に当たっての助言など相談機能が充実していることが必要です。このため、一人ひとりのニーズに適切に対応して相談や利用援助を行うとともに、様々な媒体を活用して効果的な情報提供を行っていく必要があります。

###### 身近な相談窓口の充実

住民がなんらかの支援を必要とする状況になったときに、気軽に相談できる窓口が身近なところに整備されていることが必要です。しかも、支援を要する人にとって、どこに相談すればよいか分かりにくいことから、相談窓口は重疊的に整備されていることが重要であり、さらに、どこに相談しても事案に応じて適切な情報やサービスの提供につながっていくように、分野を超えた相談機関相互、あるいは相談機関とサービス機関の連携が取られていることが大切です。今後は、少子化対策や児童虐待防止等の観点から、子育て等に関する相談機能を充実させていく必要があります。また、市町村における相談機能の役割が大きくなっていくものと考えられます。

###### (施策展開の方向)

地域住民に最も身近な立場で相談支援活動を行う民生委員・児童委員活動の一層の周知を図っていきます。

市町村における相談機能が一層充実するよう引き続き支援していきます。特に、子育て支援、児童の問題等に関する相談機能が一層強化されるよう支援していきます。

合併により市町村及び市町村社会福祉協議会が広域化した後も、身近な地域での総合的な相談窓口が維持・充実されるよう、県社会福祉協議会を通じ、市町村(地区)社会福祉協議会を支援していきます。

研修等を通じて相談業務従事者の対応能力向上に努めるとともに、専門的な相談機関

への「つなぎ」が適切に行えるよう相互の連携に一層配慮していきます。

#### 専門相談機関の充実及び連携促進

高度の専門性を有する事案についての確に相談対応できる専門相談機関の充実も、併せて重要な課題です。さらに、これらの専門相談機関相互や地域における身近な相談機関との一層の連携を図っていくことが、今後益々重要になってきます。とりわけ、児童相談所における児童虐待及び女性相談センターにおける配偶者等暴力への相談支援体制の強化など、新たな課題への適切な対応が求められています。

(施策展開の方向)

県の各種専門相談機関（保健所、児童相談所、女性相談センター、心と体の相談センター等）の充実を図ります。

専門相談機関と地域における相談機関との重層的なネットワークを構築し、一貫した支援体制が構築できるよう努めます。

#### 様々な媒体を活用した情報提供の推進

サービスの利用や事業者の選択に当たっては、利用可能なサービスに関する情報が分かりやすく提供されることが必要であり、また、情報の受け手である住民も様々な状況にあることから、多様な方法による情報提供が求められています。

(施策展開の方向)

県ホームページなどインターネットを活用した情報提供を一層充実させるとともに、誰にも分かりやすい内容とするよう努めていきます。

広報誌等「紙」による情報提供も引き続き推奨するとともに、地域のネットワーク等日常的な交流を通じた情報提供のしくみも活用していきます。

#### 事業者による情報の提供

行政による情報提供だけでなく、事業者も透明性を高め、自ら提供するサービスの内容や提供体制を適切に利用者に伝達することも、利用者のサービス選択の見地から重要な取組です。このことから、社会福祉法においても、事業者が必要な情報を積極的に提供するように定めています。

(施策展開の方向)

事業者による適切な情報提供が行われるよう啓発・指導します。

利用者のサービス選択のための情報を提供する「福祉サービス第三者評価」や「介護サービス情報の公表」への取組を進めます。

## 1 - 2 サービス総合化の推進

(視点)

福祉サービスの提供に当たっては、高齢者、障害者、子育て家庭や要保護児童など支援を必要としている人々の状況を的確に把握して、一人ひとりのニーズに適切に対応できる体制づくりが必要です。換言すれば、支援を要する人の立場に立って、どのような支援が必要かを見極め、必要なサービスを総合的かつ継続的に提供していくことが求められています。

そのためには、福祉、保健、医療が連携して適切な公的サービスを提供することはもとより、地域住民やボランティア等による非公式の援助(=以下「インフォーマルサービス」といいます。)も組み合わせて提供していくことが必要です。

また、地域におけるサービス事業者の参入促進やインフォーマルサービスの充実も重要です。

### 福祉・保健・医療の連携及び総合的な地域ケア体制の整備

これまでも、サービスの提供に際しては、ケアマネジメント、地域ケア会議等を通じて、福祉・保健・医療各分野の連携促進を図ってきたところですが、引き続き連携強化に努めていく必要があります。さらに、支援を要する人一人ひとりに必要なサービスが効果的に提供できるよう関係者がチームを組み、地域のサービスを総合的に組み合わせて支援していく取組(=総合的な地域ケア)も進めていく必要があります。

特に、今後は、公的な福祉サービスが一層地域密着型になっていくことが見込まれることから、公的サービスと各地域におけるインフォーマルサービスとを連結していく視点が重要となります。

(施策展開の方向)

高齢者や障害者のケアマネジメントに従事する者の技術の向上を図るとともに、多様なサービスを適切に活用できるよう情報提供や関係機関との連携の体制を整備していきます。

県の各機関も相互に連携し、サービス総合化の視点で諸施策の推進を図ります。

公的サービスに加え、インフォーマルサービスを含む地域のサービスを総合的かつ効

果的に提供するとともに、地域においてインフォーマルサービスの開発を行う仕組みづくりを検討・支援します。

#### 多様なサービスの担い手の参入と協働の促進

支援を要する人に適切なサービスを提供するためには、公的サービス、インフォーマルサービスを問わず、地域のなかで必要なサービスが充足されている必要があります。そのために、社会福祉法人だけでなく、営利法人、NPO法人、ボランティア団体、地域住民等様々な主体のサービス提供への参入が望まれます。

特に、インフォーマルサービスについては、公的サービスでは賄えないきめ細かなサービスを提供するものであり、各地域の実情に応じて適切に提供されることが期待されています。

各地域において、行政、サービス提供事業者及びインフォーマルサービスを展開する個人や団体が、相互に連携・協働することにより、一層、利用者本位のサービス提供を実現することが可能となります。

また、本県においては、行政とNPOが様々な分野で意思の疎通を図り、互いの特性を活かしながら協働することにより、地域課題の解決やより良い公共サービスの提供につながっていくという認識のもと、NPOと行政の協働のためのガイドラインを作成しています。福祉サービスの総合的な提供という観点からもこの「協働」を推し進めていく必要があります。

#### （施策展開の方向）

NPO法人の立ち上げ支援を行うとともに、ボランティアや地域住民のインフォーマルサービスへの参加を促します。（基本施策2・3参照）

「NPOと行政の協働のためのガイドライン」の周知を図り、福祉分野での行政とNPOの協働の促進を図ります。

### 1 - 3 サービス利用者の権利・利益の保護

#### （視点）

多くの福祉サービスが、措置から契約へ移行したことに伴い、サービスの利用者と提供者が対等な関係で契約を締結することとなりましたが、人によっては、サービス利用に際して何らかの支援を要する状態であったり、財産管理の能力が十分でないこともあります。また、苦情申し立てによりサービス改善を求めることも利用者固有の権利です。

真にサービス利用者が事業者と対等の立場に立ち、安心してサービスを受けるためには、サービス利用者の権利・利益の保護が一層重要な課題となっています。

#### 地域福祉権利擁護事業の推進

平成12年の社会福祉法の改正により、判断能力が不十分で、日常生活を営むのに支障のある人が福祉サービスを利用する際に、必要な手続きや費用の支払いに関する事務を支援する制度として「福祉サービス利用援助事業」が導入されました。本県では、平成11年10月から、県社会福祉協議会が、県内9箇所の基幹的社会福祉協議会に「地域福祉権利擁護事業」として当該事業を委託実施しています。事業開始後5年を経過し、着実に本事業の趣旨は浸透してきたものの、今なお潜在的なニーズがありながら利用に結びついていないケースは多いと考えられます。

##### (施策展開の方向)

県社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業への取組を引き続き支援していきます。支援に当たっては、以下の事項の充実が図られるよう努めます。

- ・関係者や利用対象者への広報や利用啓発
- ・事業担当者への研修の充実や事業実施体制の整備
- ・必要に応じて成年後見制度につなぐ仕組みづくりの検討

#### 成年後見制度の活用

平成12年4月の民法改正により、「自己決定の尊重」と「本人の保護」との二つの理念の調和を図った新たな「成年後見制度」が導入されました。判断能力が不十分な人が、福祉サービスや財産管理に関する契約など法律行為を行うに当たっては、成年後見制度を活用することが適当です。しかしながら、成年後見制度の周知不足や費用の問題から利用につながっていないケースが見受けられ、広報・啓発や利用者への支援が課題として残されています。

##### (施策展開の方向)

成年後見制度の普及啓発に一層努めます。

市町村長申立てに係る費用の補助等を行う「成年後見制度利用援助事業」の実施について、市町村への周知・啓発を一層進めます。

地域福祉権利擁護事業との連携のもと、「法人後見人」を活用した当事者が利用しやすい支援体制の構築について検討します。

## 苦情解決体制の整備

利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護するうえで、苦情解決への取組は重要な課題となっています。

このため、社会福祉法において、各事業者は、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされ、苦情解決責任者及び苦情解決担当者の選任や第三者委員の設置が指針として示されています。

また、利用者と事業者の間では解決困難な事案を処理したり、利用者からの申し出に基づいてあっせん等を行う「島根県運営適正化委員会」が県社会福祉協議会に設置されています。さらに、介護保険サービスについては、島根県国民健康保険団体連合会が第三者機関として苦情解決に当たることとされています。

苦情解決制度は導入されて間もないことから、事業者によっては取組が不十分なところも見受けられます。一方、サービス利用者の増加や利用者の権利意識の定着によって苦情解決へのニーズは益々高まることが予想されます。

### (施策展開の方向)

利用者及び事業者に対する広報・啓発を行い、苦情申出しやすい環境を醸成します。

事業者への研修会や指導監査を通じて理解の促進や取組への指導を行います。

苦情解決が円滑に図られるよう県社会福祉協議会や県国民健康保険団体連合会の苦情解決体制への支援を引き続き行っていきます。

## 1 - 4 サービスの質の向上への取組

### (視点)

事業者が自らのサービスの水準を点検し、その改善を行っていく上で、また、利用者が自分にとってふさわしいサービスを選択するための情報として、サービス評価の実施と評価結果の利用者への開示を進めていくことは極めて重要な取組です。

一方、このような自主的な取組と相俟って、経営指導や指導監査による事業の適切な運営への指導・支援も、サービスの質の確保を図り、事業の適正な運営を確保する観点から、引き続き充実させていく必要があります。

### (施策展開の方向)

#### サービス自己評価の実施

社会福祉法において、事業者はサービスの自己評価を行うことが努力義務として規

定されています。自己評価を実施し、自らのサービスの水準を点検し、その結果に基づき改善を行うことにより、サービスの質向上が期待されることから、事業者によるサービスの自己評価の取組を引き続き進めていく必要があります。

( 施策展開の方向 )

適切な自己評価が行われるよう評価基準の提供等必要な支援を行います。

#### 福祉サービス第三者評価の導入

福祉サービスに対する評価の客観性や信頼性を高めるうえでは、自己評価から一歩進んで、一定の基準を満たした公正・中立な第三者機関による評価が一層有効と考えられます。このため、本県においても、福祉サービス第三者評価制度の導入に向けて積極的な取組を進める必要があります。

( 施策展開の方向 )

第三者評価に係る評価機関の育成及び認証や評価者の養成研修を行います。

評価結果の適切な情報公開と利用者への情報提供を推進します。

第三者評価制度の普及を図り、多くの事業者の取組を促進します。

#### 経営指導・指導監査の充実

サービス提供事業者が、適切な人事、労務、会計等の管理を行い、安定的な経営基盤を確立することは、サービスの質を確保するうえで重要な課題です。このため、県社会福祉協議会においては、経営指導事業として、経営全般に関する指導・相談・援助を行っています。

また、県が行う指導監査も、法に基づいた適切な事業運営やサービス提供を確保するうえで重要な役割を担っています。

社会福祉法人以外にも多様な事業者が福祉サービスに参入するなかで、経営指導や指導監査を通じて適切な事業運営やサービス提供を促していくことは益々重要となっています。

( 施策展開の方向 )

県社会福祉協議会における経営指導の充実を支援し、サービス提供事業者が適切な人事管理・組織運営が行えるよう指導・援助していきます。

監査機関相互の連携を図り、指導監査を一層充実させていきます。

## 基本施策 2 福祉を担う人づくり

### 2 - 1 福祉の心の醸成

#### (現状と課題)

地域福祉を推進するためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことが重要です。

そのためには、幼少期から高齢期まで生涯にわたり、多様な実践を交えた計画的な教育、学習の機会の提供や広報、啓発を行っていく必要があります。

#### 児童・生徒に対する福祉教育の推進

人格形成期において、他人を思いやる心、命の大切さ、ノーマライゼーションの理念、互いの差異を認めながらともに生きていくことの重要性など、豊かな人権感覚に裏付けられた福祉の心を育てていくことは極めて重要な取組です。

これまで、県教育委員会では、福祉教育の推進に関する基本的な指針の策定や福祉教育指導資料を作成し、福祉教育の推進を図ってきました。一方、社会福祉協議会においては、学校や教育委員会と連携し、「地域ふれあい学習推進事業」の実施などを通じて、地域の様々な資源を教材として福祉教育への取組を進めてきました。

福祉教育は、人権教育をその中核に包含し、社会の中で支えあい、ともに生きるための力を育むものであり、全人格的な発達の基礎となる教育であることから、学校における全ての教育活動を通じて取り組むとともに、地域においても日常生活を通じて積極的に取り組んでいく必要があります。

その実施に当たっては、学校、教育委員会と市町村社会福祉協議会をはじめとする地域の関係者が十分に連携を図り、地域の教育資源を積極的に活用しながら、「総合的な学習の時間」をはじめ各教科等において取り組むとともに、休業日等における地域のなかでの学習機会を活用し、実際の地域において、人との関わり等を通して豊かな人間性を育み、さらには、福祉制度等への理解を図りながら、連帯意識や自らの役割や責任を果たそうとする意識を高めるための取組を強化していく必要があります。

#### (施策展開の方向)

全ての学校において福祉教育が行われるよう取り組んでいきます。特に、教育委員会、学校と社会福祉協議会との密接な連携を図り、地域の人材や資源を有効に活用した福祉教育充実への取組を一層進めていきます。

## 地域における福祉教育・啓発の推進

地域においては、互いに支えあう心や活動などを育む環境づくりを進めるため、家庭、行政、学校、福祉施設、社会福祉協議会等が一体となった地域連帯の輪を広げていくことが大切です。

そのうえで、生涯学習の観点から、住民一人ひとりのライフステージに応じた福祉の心を醸成するための取組として、福祉講座、座談会等の開催、さらには福祉体験学習機会の提供等を通じて、知的な理解や関心を深めると同時に、体験活動をとおして、福祉の心の深化に努めていく必要があります。

とりわけ、今後は身近な地域における福祉教育の充実が重要であり、市町村（地区）社会福祉協議会などと連携し、公民館を拠点とした地域の福祉課題に即した取組の充実が求められています。

また、このような学習を通じて、ボランティア等の実践活動に展開させていく取組を進めていくことが重要です。

さらに、福祉の心の醸成に当たっては、多様な情報提供や啓発活動も重要であり、今後とも、様々な機会を捉えて広報等を進めていく必要があります。

### （施策展開の方向）

公民館と市町村（地区）社会福祉協議会の連携を促し、公民館における福祉講座の増設や福祉学習プログラムの充実を図り、小地域における福祉教育を推進します。

県・市町村社会福祉協議会と連携し、地域の福祉学習指導者の養成やスキルアップ研修を行い、地域における福祉教育の充実を図ります。

地域はそれ自体が福祉学習にとって最良の教材であり、地域の中での人々の多様な交流の促進や福祉課題への取組を通じて、地域住民の「福祉の心」が一層深まるよう努めます。

島根県総合福祉大会、その他福祉に関する各種のイベントや情報提供を通じて、地域住民の福祉への理解を深めていきます。

## 2 - 2 福祉を担う専門的人材の育成・確保

(視点)

福祉サービスは、人を相手とし、人の手によって行われるサービスであることから、サービスの質を確保し、適切なサービスを行うためには、高度な専門性や幅の広い知識、実践力、さらには高い人権意識を備えた人材を養成するとともに安定的な確保を図っていく必要があります。

そのためには、県内におけるあらゆる関係機関・団体との密接な連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者への就業支援や就業経験を有する者の再就業の支援を行い、さらには福祉サービス事業者と福祉従事者の資質向上のための研修機会を充実させる必要があります。

### 福祉人材の養成と就業促進

本県においては、これまで福祉人材の養成・就業促進に努めてきた結果、ホームヘルパー、介護福祉士、介護支援専門員、保育士などの福祉人材は、比較的安定的に確保されています。しかしながら、少子・高齢化や核家族化の進展等に伴う今後の福祉需要の増大も想定されることから、引き続き人材養成に努めるとともに、福祉職場への就業促進を行っていく必要があります。

県では、福祉人材の確保を図るため、島根県社会福祉協議会を指定して、島根県福祉人材センターを運営しています。島根県福祉人材センターにおいては、福祉職場への求人・求職の斡旋、紹介などを行う無料職業紹介事業、福祉職場への就職を促進するための県内の福祉関係養成校・行政・職能団体・ハローワーク・看護協会等との情報交換や連携、福祉人材に関する情報提供や各種研修会、講習会等を行っています。

今後とも島根県福祉人材センターの機能強化に努め、人材の就業促進を図る必要があります。

(施策展開の方向)

今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう福祉関係人材の養成機関や関係団体等と密接に連携を図り、人材養成を進めていきます。

島根県福祉人材センターにおける事業の一層の充実を図ることとし、特に以下の事項への取組を強化します。

- ・ハローワークやナースバンクなど関係機関との連携強化による、一層効果的な就業支援の実施

- ・大学・専門学校生及び転職等による福祉分野への就労希望者に対する各種講習会や面接会等の開催による多様な人材の確保

研修機会の提供による資質向上

福祉に関するニーズが多様化するなか、利用者にとって、より満足度の高いサービスを提供するためには、全てのサービス従事者がその職種に応じた専門的知識・技術を高める必要があります。

島根県福祉人材センターでは、資格取得のための支援研修をはじめ、新任職員から管理職員までの福祉職員生涯研修、事業経営のためのテーマ・課題別研修を行って福祉従事者の資質の向上に努めています。今後は、制度の変革や環境の変化を的確に捉え、時代のニーズに応じた研修を重点的に行っていく必要があります。

また、研修機関相互の連携を図ることや職場内研修への支援も求められています。

(施策展開の方向)

島根県福祉人材センターにおける研修機能の充実を図ることとし、特に以下の事項への取組を強化します。

- ・介護保険・支援費制度の導入により、人事管理やサービス管理も含めた経営管理が大きな課題となっていることを踏まえ、福祉事業経営者を対象とした研修の充実
- ・研修技法の開発・紹介や外部講師の確保など、各事業所が行う職場研修を充実させるための支援

福祉に関する各研修機関・団体との連絡調整を緊密に行い、県内において体系的な研修実施が可能となるよう努めていきます。

## 2 - 3 ボランティア、NPOの育成と活動支援

(視点)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政の果たす役割に加え、ともに支え合い、助け合うという観点から、地域住民の自発的な取組が重要になっていきます。

わけでも、地域福祉の担い手として、ボランティアやNPOの役割は今後益々大きくなることが予想されますが、活動に対する社会的認知度はまだ高いとはいえないため、一層積極的な支援を行うとともに理解を深めるための広報・啓発に努める必要があります。

## ボランティア活動の促進

ボランティア活動への関心は年々高まっており、市町村社会福祉協議会に登録されているもので、1,062団体 53,050人(平成16年3月末現在)となっており、地域福祉の担い手として多種多様な分野にわたって活動を行っています。

こうしたボランティアの活動を育成・支援するため、県ボランティア活動振興センター(県社会福祉協議会設置)や市町村ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会設置)が、ボランティア活動の推進や機運の醸成に向けた取組を行っています。

このうち、県ボランティア活動振興センターでは、県域におけるセンターとして、広域的課題や開拓的・先駆的課題に対する取組とそのプログラム開発、及びボランティアコーディネーターの研修等人材育成を行うとともに、市町村ボランティアセンターと連携しながら、各種事業の実施を通じて、地域住民がボランティア活動に参加しやすくなるような環境づくりを進めています。

一方、市町村ボランティアセンターでは、ボランティアの養成講座の開催、ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人とのコーディネート、各種の情報提供などを通じて、ボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動に当たって必要な支援を行うことにより、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる環境づくりを進めています。

今後は、地域のなかで個別に活動を行っているボランティア団体等が、互いに情報交換を行ったり、横のネットワークを組んで活動を行える仕組みづくりが課題となります。

近年、サラリーマン等の勤労者が、社会貢献又は余暇活動としてボランティア活動に関心を持つ場面も増えています。また、ボランティア団体やNPO法人などが、勤労者の持つ専門的な知識を必要とする場面も多く、今後一層、勤労者のボランティア活動への参加が進むことが大きく期待されています。

また、高齢者や障害者などをボランティアの受け手としてのみ捉えるのではなく、自らもボランティアとして活動が行えるよう支援する観点も重要となっています。

### (施策展開の方向)

県ボランティア活動振興センター及び市町村ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、引き続き支援していきます。支援に当たっては、以下の事項について充実が図られるよう努めます。

- ・ ボランティア希望者と地域のボランティアニーズを結びつけるボランティアコーディネーターの拡充と専門性を高める取組
- ・ ボランティア団体やNPO法人を含む市民活動団体相互のネットワーク形成や協働のためのつなぎの場（＝プラットフォーム）の提供
- ・ ボランティア活動に対する企業・労働組合の理解を深めるとともに、勤労者のボランティア活動への支援や体制づくりを進め、勤労者のボランティア活動参加を促進する取組
- ・ 「しまねNPO活動支援センター」や「島根県体験活動ボランティア活動支援センター」との連携強化によるボランティア活動への一体的かつ効果的な支援の実施

#### NPOに対する活動支援

ボランティア基盤の上に立ち、より組織化され、継続的な活動を行いうるNPOへの期待が高まっています。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく認証団体も、平成10年の同法施行以降急速に増え、平成17年2月現在では95団体になっています。このような状況のもと、NPOについては、組織力強化や、他団体との多様な連携の推進、効果的な情報公開と広報の充実等の取組が課題となっているところであり、行政としてNPOの自主性を妨げない範囲で安定的な運営基盤の確立に向けて支援していく必要があります。

県においては、財団法人島根ふれあい環境財団21の中に「しまねNPO活動支援センター」を設置し、NPOの立ち上げに際しての技術的な支援をはじめ、NPO活動に対する総合的な支援を行っています。今後、さらに活動しやすい環境づくりを進めるため、県の部局を超えた支援体制を築いていく必要があります。

#### （施策展開の方向）

しまねNPO活動支援センターにおけるNPO支援機能を一層充実させていきます。その際、「島根県ボランティア活動振興センター」等との連携を図り、一体的かつ連続的な支援が行えるよう配慮します。

NPOと行政との協働や活動しやすい環境づくりを進めるため、NPO担当部局を中心に県全体でNPOを支援する体制を構築していきます。

### 3 - 1 地域住民の参加による地域福祉の推進

(視点)

誰もが、住み慣れた地域で、生きがいを持ち充実した生活を送りたいという願いを抱いています。そして、このような願いに応えるためには、行政によるサービス提供に加えて、地域住民自らが、より住みやすい地域を創っていかうとする自主的・主体的な活動が重要です。また、全ての地域住民が、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されていなければなりません。

これまで、各地域において、地域住民が主体となって、ともに支え合うネットワークを構築し、支援を要する人を支えるとともに、福祉活動を通じてより良い地域づくりを行う取組が進められてきました。今後は、各地域において住民の総意のもと、地域福祉の推進を基調とした福祉のまちづくりに向けて一層の力を結集していく必要があります。

一方、市町村の役割は、地域福祉の推進のための行政計画である「地域福祉計画」の策定・推進を通じ、地域住民や関係団体と協働して福祉のまちづくりのためのデザインを描き、必要な行政サービスを提供するとともに、地域住民が活動しやすい環境づくりを行うことにあります。

#### 地域住民主体の福祉活動の推進

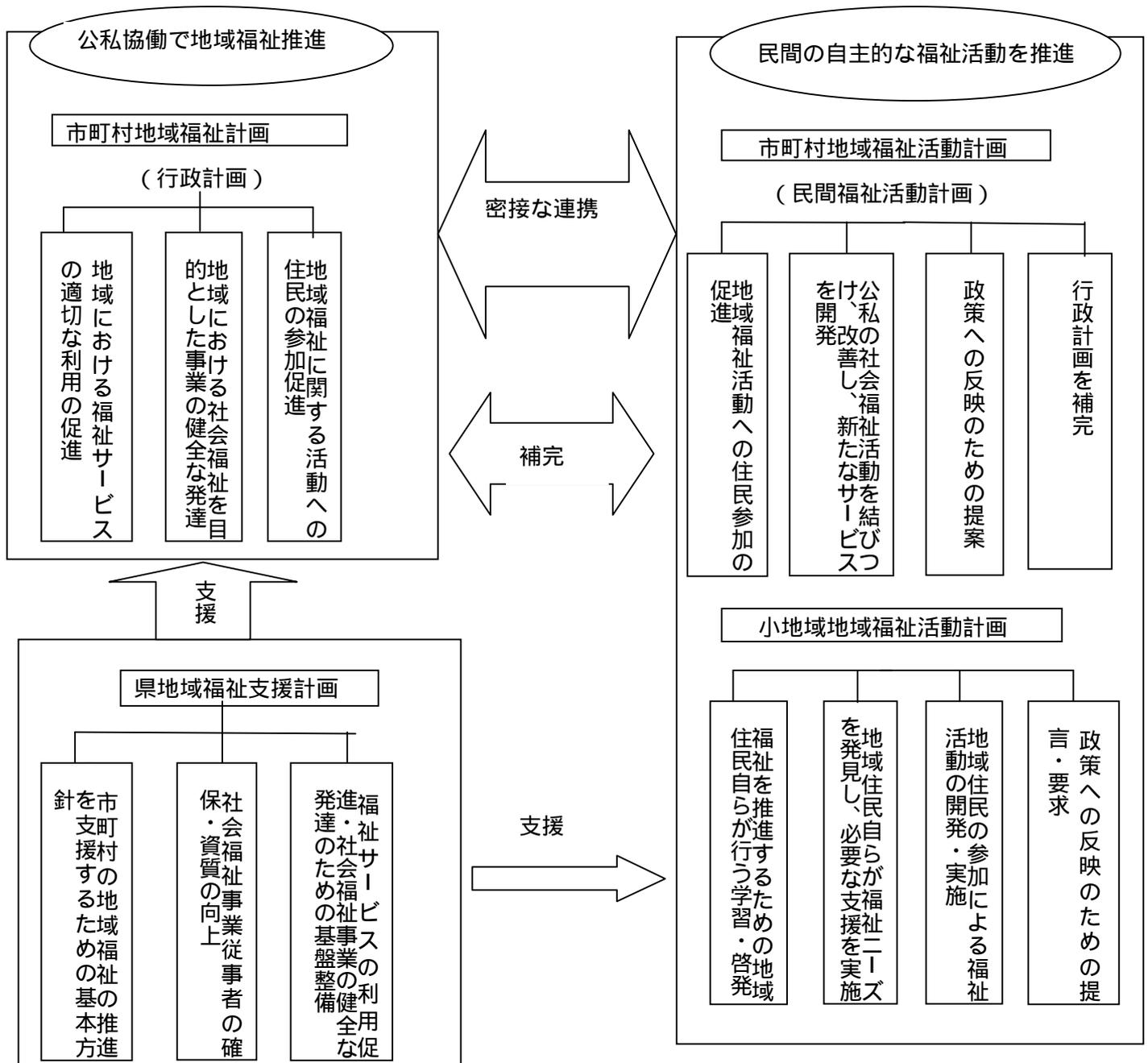
地域においては、地区社会福祉協議会（地区福祉会）、町内会、自治会、老人クラブ、PTA、ボランティア団体、NPO法人など様々な団体が、多様な活動を行っています。また、地域住民も相互に交流し、日常的な声掛けや助け合いが行われています。本県においては、これまで「小地域ネットワーク」づくりを進め、地域におけるこれらの活動や交流を推進し、相互の連携を強化し、地域における支え合いを進める取組を進めてきました。さらに、このネットワークを活用し、社会福祉協議会の主導のもと、地域住民や関係団体が集まって、地域の福祉に関する課題や資源を把握し、福祉のまちづくりを推進するための民間福祉活動の総合計画である「小地域地域福祉活動計画」や、市町村単位の「市町村地域福祉活動計画」づくりが積極的に進められています。

今後は、地域におけるこのような取組をさらに進め、子育てから高齢者・障害者に対する支援まで、地域独自の福祉課題に対する共通認識を持ち、地域をあげた取組を

一層進めていくことが望まれています。

また、地域福祉の推進に当たっては、市町村と地域住民の協働による効果的なサービスの提供や地域福祉活動への住民の参加の促進など、市町村としての取組が重要であり、行政計画としての「地域福祉計画」と民間の福祉活動計画としての「地域福祉活動計画」が適切な連携を持ちながら策定・推進される必要があります。

参考 地域福祉計画、地域福祉活動計画及び地域福祉支援計画の関係



## （施策展開の方向）

「地域福祉活動計画」への支援

「地域福祉活動計画」は、今後、市町村が行政計画としての「地域福祉計画」を作成・推進するに当たっての重要な推進力としての役割を果たすことが期待されます。

また、市町村合併により市町村が広域化するなか、過疎化・少子高齢化の進行する本県において、地域コミュニティの空洞化を防止するためには、小地域におけるきめ細かな福祉活動の推進や地域の活性化を図っていくことが重要であることから、「地域福祉活動計画」の策定及び推進が円滑に行われるよう、社会福祉協議会を通じて支援に努めていきます。

## ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと生活するためには、年齢や障害の有無、程度にかかわらず、全ての地域住民が主体的に地域と関わり、それぞれの状況に応じて地域社会の主役として活躍できる条件が整備されている必要があります。

とりわけ、高齢者・障害者等を「要支援者」としてのみではなく、その持てる能力、知識や経験を活かして、何らかの「支援を行う者」としても捉え、社会参加を促すなど、地域住民全てが「互いに支え合う」という観点に立った取組が重要になります。

また、地域の結びつきが希薄化していくなかで、支援を要する人々が決して孤立することなく、地域のなかで見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らしていけることが必要です。特に、今後は、ひとり暮らしの高齢者ばかりでなく、制度の隙間に残されている人を含め、何らかの課題を抱えている人々を発見し、地域社会の中に取り込み、支援していく必要があります。このために、さきに述べた地域のネットワークを有効に機能させていくことが重要です。さらに、身近な地域において交流や支援を行う機能や活動拠点の充実も課題となっています。

全ての地域住民が差異や多様性を互いに認め合い、ともに支え合い、ともに生きる社会づくりを行うことにより、一人ひとりの自己実現が可能となるとともに、ノーマライゼーションの理念が具現化できるものと考えられます。

## （施策展開の方向）

地域のなかで何らかの支援を要する人を見守り、その人の生活上の課題を発見し、地域の中で支援するとともに、必要に応じて行政によるサービスが受けられるようにするため、小地域のネットワークが「見守り」、「発見」、「つなぎ」のネットワー

クとして機能するよう引き続き支援し、その活用を図ります。

高齢者や障害者等が、年齢や障害にかかわらず、文化、スポーツ、ボランティア等の地域活動や生涯学習など多様な活動に参加し、地域の人々と交流できるために必要な社会参加推進施策を実施し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを支援していきます。

市町村社会福祉協議会等が中心となって実施している高齢者や子育て家庭等を対象とした交流活動を支援していきます。支援に当たっては、世代間交流をはじめ地域内の多様な交流が促進されるよう努めます。

公民館や隣保館が、地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として一層有効に活用されるよう引き続き支援を行っていきます。

高齢者や障害者等へのサービスを地域住民の参加を得ながら更に地域に密着させ、利用者の生活の連続性を重視した「小規模多機能ケア」などの展開方策に関する検討を進め、身近な地域におけるサービス拠点づくりを進めます。

### 3 - 2 関連分野との連携

(視点)

地域福祉の推進に当たっては、福祉、保健、医療の一体的な運営はもとより、生活関連分野との連携を図ることが重要です。このことによって、はじめて地域住民の生活課題を包括的に解決することが可能となります。また、各分野の施策を推進するうえでも、地域福祉と一体的に取り組むことにより、一層の効果が期待できる場面も多いと思われます。

このことから、本計画の推進に当たっては、関連分野の施策と十分に連携を図りながら取組を進めていきます。

(施策展開の方向)

バリアフリーの推進

本県においては、平成10年に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、障害のある人もない人も、誰もが安全かつ快適に暮らせるまちづくりの推進を進めています。

今後とも、地域住民、事業者等への普及・啓発を積極的に図り、行政、住民、事業者、各種団体の連携のもと、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等「物のバリアフリー」はもとより、「心のバリアフリー」にも一体となって取り組み、ひとにやさし

いまちづくりを総合的に推進していきます。

#### 健康長寿しまねの推進

全ての県民が、生涯にわたって健康で明るく、生きがいをもって生活できる社会の実現を目指し、地域住民の主体的な参画のもと、関係機関が連携し、高齢者等の社会参加等生きがい活動の推進、要介護状態の予防、地域リハビリテーションの推進を通じて健康長寿日本一に向けた取組を進めていきます。

#### 地域における子育て支援・児童の健全育成

少子化対策や児童の健全育成の推進に当たっては、地域社会全体で子育てを支援し、地域の中で子どもたちが健やかに育つ環境づくりを行うことが重要であることから、地域住民の「地域で子育て」に対する機運の醸成など必要な環境づくりに努めていきます。

#### 地域における住民生活の包括的な支援

障害や公共交通機関の状況などのために移動に支障がある住民の「移動手段」の確保や、高齢者、障害者の働く場の確保など、地域における住民生活の包括的な支援に向けて、関係機関と連携を図りながら取組を進めていきます。

### 3 - 3 地域福祉を推進する体制の充実

#### (視点)

地域福祉の担い手は、地域住民をはじめ、サービス事業者、ボランティアや民間団体ですが、これら主体を支援し、主体間の適切な連携を確保し、持てる力を最大限発揮させる役割を担うものとして、「民生委員・児童委員」、「県社会福祉協議会」、「市町村社会福祉協議会」があります。地域福祉の推進に当たっては、これらの充実強化が不可欠の課題です。

#### 民生委員・児童委員活動の充実強化

民生委員・児童委員は、地域住民にとって最も身近な相談・支援者として、地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図りながら、課題解決に向けて取り組むことが期待されています。特に、近年は、子育て家庭への支援、児童虐待の早期発見やひとり暮らし高齢者の見守りなど地域実態に即した具体的でタイムリーな取組が求められています。

地域住民が抱える生活課題やこれに対応するサービスも多様化するなか、民生委

員・児童委員が住民に適切な助言を行ったり、効果的なサービス利用につなげていくためには、研修を充実させることはもとより、関係機関・団体との連携強化を行う必要があります。

（施策展開の方向）

民生委員・児童委員として、よりの確な相談・援助が行えるよう必要な知識や援助技術の習得のための研修を充実させるとともに、活動を行う上での課題の把握に務め、円滑な活動が行える環境づくりを進めます。

関係機関・団体とのネットワークを強化していきます。

県社会福祉協議会への支援

県社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として明確に位置づけられており、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業経営者等を構成員として組織され、福祉人材センター、ボランティア活動振興センター及び高齢者・障害者総合相談センターの運営、生活福祉資金の貸与、福祉サービスに関する利用援助や苦情解決、社会福祉施設経営指導事業など、地域福祉の推進のため全県的に行うことが適当な事業を広範に実施しています。

今後とも、本県の地域福祉推進の中核的団体として市町村社会福祉協議会や関係団体と連携しながら、より専門性の高い事業を展開することにより、本県の地域福祉を強力に推進することが期待されています。

（施策展開の方向）

県社会福祉協議会がその本旨に即して運営され、本計画の推進力となるよう体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援します。

市町村社会福祉協議会への支援

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置づけられた市町村社会福祉協議会は、地域住民をはじめ社会福祉に関する事業・活動を行う者の他、幅広い地域の機関・団体で構成され、市町村と連携・協働しながら地域福祉を推進する中核的団体としての役割を担っています。

これまで、市町村社会福祉協議会は、福祉総合相談、福祉教育、ボランティアの養成と福祉活動への参加促進、声かけや見守りなどの小地域ネットワーク活動及び在宅福祉サービスの提供など住民参加を基本として幅広い活動を展開し、公的サービスで

は対応できない多様な人々の多様な生活課題の解決に積極的に取り組んできました。

とりわけ本県においては、市町村社会福祉協議会が中心となって、全国に先駆けて、民間福祉の活動・行動計画としての市町村域や小地域における「地域福祉活動計画」の策定及びその推進が図られています。さらに、住民参加による高齢者や障害のある人への支援、あるいは子育て支援などの分野で、サロン活動などの先駆的事業も活発に展開されています。

今後は、市町村合併が進むなか、より身近な地域での福祉活動の充実が求められることから、地域住民のニーズに対応したきめ細やかな相談支援機能の充実をはじめ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのコーディネーターとしての役割が一層期待されています。

（施策展開の方向）

身近な相談支援機能の充実や地域福祉推進のコーディネーターとしての役割が強化されるよう県社会福祉協議会を通じて支援します。

## 第4章 おわりに

本県においては、市町村地域福祉計画への取組は、多くの市町村において、合併後の課題とされ、今後新たに策定されることとなります。県においては、市町村の地域福祉計画策定を支援する目的で、平成15年3月に「市町村地域福祉計画策定指針」を作成し、策定に当たっての考え方や手法について示したところですが、今後とも、引き続き、各市町村における計画策定に向けての取組を促すとともに、必要な技術的支援を行っていきます。

市町村地域福祉計画の策定・推進に当たっては、住民の積極的な参画のもと、各地域の個性ある取組が重要であることから、この達成を支援するための県地域福祉支援計画も、各市町村の地域福祉計画において明らかにされた事項に基づき、県として期待される役割を果たすうえで必要な事項をその内容とするべきものです。

しかしながら、県内において必ずしも市町村の計画策定が進んでいない状況から、本計画では、現時点において県として考えられる支援方策等について述べています。

従って、第1章に述べたとおり、今後の市町村地域福祉計画の策定・推進状況を十分に把握したうえで、計画期間の半ばにおいて、本計画を見直し、より地域の実情に即したものとすることとしています。

県内の各市町村において、地域住民との協働のもと、速やかに市町村地域福祉計画が策定され、地域福祉が一層推進されるよう期待するものです。

## 用語の解説（本文中に説明を加えた用語を除く）

### NPO (Non Profit Organization)

住民主体の非営利組織で、社会的課題の解決など一定の公益的活動を継続的に行うことを目的に組織された民間の団体。

### 介護支援専門員

介護保険法に基づき、利用者やその家族からの相談に応じ、その心身の状況やニーズを適切に把握し、利用者にふさわしい介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護保険サービスが的確に利用できるように調整を行うとともに、要介護者等が自立した日常生活を営むうえで必要な援助を行う専門職。

### 介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある人に対して、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに介護者等への指導を行う専門職。

### 介護保険制度

高齢者等が、一定期間介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要な状態になった場合に、社会保険方式によって介護を支える制度であり、介護の社会化を主たる目的として平成12年4月から施行。

### 介護サービス情報の公表

介護保険サービス利用者が事業者の選択に資する情報について、第三者が客観的事実に基づき調査し、その結果を開示する仕組みであり、平成18年度からの本格実施に向け、各都道府県においてモデル事業を実施中。

### ケアマネジメント

何らかの支援を必要とする人に対して、その人のニーズに最も適した福祉、保健又は医療のサービスを適切に組み合わせて利用できるように支援する一連の活動。

### 支援費制度

障害者の自己決定を尊重し、自らが利用するサービスの種類や施設、事業

者を選択し、契約によりサービスを提供する仕組みであり、平成 15 年 4 月から、身体障害者、知的障害者の施設サービスと在宅サービス、児童の在宅サービスが措置制度から支援費制度に移行。

#### 島根県体験活動ボランティア活動支援センター

子どもたちが学校の内外で行う体験活動ボランティア活動について、各市町村の支援センターや各関係機関団体と連携をとり支援する機関。体験活動ボランティア活動に関する情報提供、相談、NPO等関係団体との連携、市町村支援センターへの支援等を行う。

#### 社会福祉基礎構造改革

社会、経済の変化に対応し、福祉を「限られた者に対する保護、救済」から、「国民すべての社会的な自立支援」に転換することを基本理念として行われた改革。これにより、福祉サービスの措置から契約への移行、利用者の権利擁護や地域福祉の推進など、社会福祉の仕組みが大幅に見直された。

#### 成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な成年者を保護するため、家庭裁判所における手続きを経て、本人の判断能力に応じて、成年後見人や保佐人等を選任し、本人のための財産管理を行う制度であり、平成 12 年の民法改正により、従前の「禁治産・準禁治産制度」から移行。

#### 地域ふれあい学習推進事業

学校をはじめ、地域内に所在する諸機関・団体が連携して、地域における福祉教育を組織的・計画的に展開し、地域住民の社会福祉に対する正しい理解と心のかよい合う地域づくりを目的とする事業。

#### 地域リハビリテーション

障害者や高齢者及びその家族が住み慣れた地域でそこに住む人々とともに、一生安全に、生き生きとした生活が送られるよう、医療や保健、福祉及び生活に関するあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動

#### ノーマライゼーション

高齢であることや障害の有無に関わらず、すべての人が一般社会のなかで

普通の生活を送ることができ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方。

#### バリアフリー

高齢者や障害者が社会生活をしていくうえで、障害（バリア）となっていることを取り除くこと。本計画では、物理的なバリアのみならず、社会参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害をも取り除くという意味で使用。

#### 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症や精神障害等のため福祉サービスの利用等に支障がある人に対し、契約により、福祉サービスの利用に関する相談、助言、手続きの援助、利用料の支払いなど、福祉サービスの適切な利用のために必要な援助を行う事業。

#### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行う者。民生委員は、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

島根県社会福祉審議会

地域福祉専門分科会委員

氏 名	職 名 等	備 考
伊 藤 裕	県町村会副会長（多伎町長）	
井 戸 内 正	県社会福祉協議会会長	
木 原 清	県知的障害者福祉協会会長	
窪 田 サツエ	県連合婦人会副会長	
黒 松 基 子	呆け老人をかかえる家族の会島根県支部代表	
田 中 増 次	県市長会代表（江津市長）	
名 越 彰	県老人福祉施設協議会会長	
堀 江 正 俊	県民生児童委員協議会会長	分科会長
山 本 俊 麿	島根大学名誉教授	